

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

標準旅行業約款と個別認可約款

旅行業法には、「旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。」と規定しています（第12条の2第1項）。とはいえ、事業者が旅行業を営むのにいちいち約款の文案を立案するのは負担も大きく、一方で行政庁にしても個々の申請の審査や認可業務の負担も大きいので、観光庁長官及び消費者庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合に、旅行業者がこれと同一の旅行業約款を定めたときはこの認可を受けたものとみなすと規定しました（同12条の3）。これにより、事業者と行政庁のそれぞれの負担軽減を図るとともに約款の内容の適正化も図れるというメリットがあり、実務においてもほとんど旅行業者がこの標準約款と同一の約款を「当社約款」としていました。

5つの個別認可約款

「個別認可約款」と呼ぶ以上、本来は、個々の事業者がその文案を作成して個別に申請して認可を受けるという主旨で、実際にそのようにして個別の認可を受けている例もあります。しかし、会員各社の要望を元に旅行業協会が観光庁に要望し、観光庁から「この文案どおりに変更する個別の申請があれば認可する」という了解を得ることができれば、会員各社も便利です。

現在では、この方法により【表1】の5つの個別認可約款があり、それぞれ「通称」を付けています（なお、それぞれの内容は、JATAのウェブ

ブページ（会員ページ）でご確認ください。）。

6つ目の個別認可約款（受注型B to B約款）

さて、このたび6つ目の個別認可約款として「受注型B to B約款」ができました（7月1日以降に登録行政庁へ申請してください。）。

この約款の最大の特徴は、今までの「標準約款の一部のカスタマイズ」ではなく、「受注型B to B約款の部」をまるごと新設することです。この認可を受けると、「当社の約款」は【表2】のイメージとなります。

これらの約款を上手く活用していただき、お客様によりご満足いただける企画をご提案いただきたいと思います。

（堀江）